

一般競争入札の公告（電子入札案件）

広島高速5号線（牛田地区）建物等事後調査業務（その2）

次のとおり一般競争入札（電子入札案件）に付します。

令和7年6月9日

広島高速道路公社 理事長 友道 康仁

1 業務概要

- (1) 業務名 広島高速5号線（牛田地区）建物等事後調査業務（その2）
- (2) 業務場所 広島市東区牛田東三丁目
- (3) 業務内容 本業務は、広島高速5号線シールドトンネル工事の施工による建物等への影響を把握するため、事前調査時からの変状など因果関係判定の基礎資料を作成するものである。（床下調査、工作物調査及び水準測量を含む）
○建物等事後調査（地盤変動影響調査）
広島高速5号線（牛田地区）建物等事後調査業務（その2） 一式
- | | | |
|----|-----------------|------|
| 内訳 | ・建物の調査 | 54棟 |
| | ・床下調査 | 33箇所 |
| | ・工作物の調査 | 50箇所 |
| | ・水準測量（傾斜角算出一覧表） | 49棟 |
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月25日まで

2 競争参加資格

次に掲げる要件を満たしている者

- (1) 広島高速道路公社における令和7・8年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録を有する者で、広島県における令和7・8年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿の「測量一般」において、測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録を有しており、かつ「物件」及び「事業損失」の各部門において、補償コンサルタント登録規程に基づく登録を有する者であること。
- (2) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
- ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (4) 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (6) 広島県内に本店又は支店等（継続して契約権限等を受任しているものに限る。）を有する者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注業務において、平成27年度以降に完了及び引渡しを行った水準測量の業務実績、かつ、地盤変動影響調査(旧：工損調査)の業務実績を有する者であること。(なお、各業務の実績の契約は同一でなくてよい。また、再委託による業務実績は除く。)

(9) 管理技術者に、次の資格要件のいずれかに該当する者を配置できること。

ア 地盤変動影響調査(旧：工損調査)に関し、7年以上の実務経験を有する者

イ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士(事業損失部門)の資格を有する者

ウ 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者(事業損失部門の登録)

エ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

(10) 照査技術者に、次の資格要件に該当する者を配置できること。

測量士の資格を有する者

3 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係 電話(082)508-6848

イ 業務内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 建設部用地課 電話(082)508-6854

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

ア 期間 公告の日から令和7年6月27日(金)まで

イ 方法 広島高速道路公社のホームページからダウンロード

(<https://www.h-exp.or.jp/procurement/koukoku/>)

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下、これらをあわせて「申請書等」という。)の提出期間及び方法等

ア 期間 公告の日から令和7年6月27日(金)午後5時00分まで(必着)

イ 方法 電子入札システムを利用して公社に提出するものとする。

(4) 競争参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和7年7月2日(水)までに電子入札システムの競争参加資格確認通知書により、競争参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件業務に係る競争参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

(5) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書の提出方法等

ア 開札日時 令和7年7月18日(金)午前10時30分

イ 開札場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 入札方法 電子入札により実施する。

入札書到達期限は、令和7年7月17日(木)午後5時00分までとする。

エ 立会 入札参加者(入札参加者の代理人を含む。)は、開札に立ち会うことができる。

(6) 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度の入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

再度の入札の受付締切日時は当初の入札の開札日の当日午後5時0分とし、開札は翌営業日に行う。

なお、初度の入札に参加しなかった者、初度の入札において無効又は失格となった者は、再度入札には参加できない。

4 入札保証金及び契約保証金等について

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（契約金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付すること）

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条及び広島高速道路公社電子入札実施要綱11-8に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の場において2に掲げる資格の無い者は、競争参加資格の無いものに該当する。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、他の者を落札者とする可能性がある。

また、本件業務の入札においては、同日に先行して開札を行う広島高速5号線（牛田地区）建物等事後調査業務（その1）の落札者が入札した入札書は、無効とする。

5 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

本件業務は、調査基準価格を設定しており、落札者となるべき者の入札価格がこれを下回る場合は、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第26条に基づく調査（以下「調査」という。）を行った上で、後日落札決定する。調査は、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱により行うので、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。調査の結果、別に定める「測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準」に掲げる基準のすべてを満たさない場合は、落札者とはしない。

(2) 低入札価格者を落札者とした場合の措置

低価格入札者を落札者として契約を締結する場合は、受注者に対し、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

ア 現地作業を伴う業務においては、管理技術者はすべての現地作業日において現地に常駐しなければならないものとする。複数の場所において同時に作業を行う場合は、管理技術者と同等の者（業務内容に応じた資格保有者又は同等の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。）を現地に常駐させること。なお、同等の者については、再委託者であってはならない。また、管理技術者が常駐している写真及び業務日報を作業のあった翌日の午前中までに調査職員に提出すること。

イ 点検測量を伴う業務においては、管理技術者が作業に立会を行うか、自らが実施しなければならないものとする。また、実施状況の写真及び資料について、調査職員に提出すること。

ウ 現地踏査及び調査を伴う業務においては、管理技術者自らが調査を行わなければならないものとする。また、現地踏査及び調査完了時に調査職員に調査報告書を提出すること。

エ 照査技術者の選任を要する業務においては、建築関係建設コンサルタント業務を除き、受注者が自ら実施する照査とは別の第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を、受注者の費用負担において実施

しなければならないこととする。この場合において受注者は、自ら実施した照査結果と併せて第三者照査の結果を提出するものとし、業務完了時の打合せにおいては、第三者照査を実施する者（以下「第三者照査者」という。）が選任した照査技術者（以下「第三者照査技術者」という。）が管理技術者と共に調査職員に対して報告するものとする。

オ 第三者照査者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

(ア) 受注者と次のいずれの関係にある者でないこと。

a 受注者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）

b 受注者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）

c 受注者の親会社の子会社

d 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者

e その他受注者と前記aからdまでのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

(イ) 締結する契約の該当する業務部門において、広島高速道路公社の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者であること。

(ウ) 当該低価格入札の開札日において、広島高速道路公社の指名停止措置の対象となっていないこと。

カ 第三者照査技術者は、受注者において選任した照査技術者と同等の者であること。

キ 受注者は、業務着手までに、第三者照査選任届に第三者照査者による確約書を添えて提出するものとする。

ク 第三者照査者が、照査業務を誠実に実施しなかった場合には、受注者及び当該第三者照査者に対して、指名停止措置を行うことがある。

ケ 第三者照査者及び第三者照査技術者は、真にやむを得ない場合を除き、調査時に提出した調査資料等に記載した第三者照査者及び第三者照査技術者と同一でなければならない。また、第三者照査選任届提出後の第三者照査者及び第三者照査技術者の変更は、真にやむを得ない場合を除き、認めない。

6 その他

(1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社電子入札実施要綱、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款及び設計図書に従い入札すること。

(2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。

(3) 設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。

(5) 申請書に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争参加資格が無いものと扱う場合がある。

(6) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、入札前に広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。

(7) 広島高速道路公社電子入札実施要綱13-1の各号に該当する場合は、紙面参加をすることができる。

(8) 公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以上